

2020年10月14日

関東信越厚生局長野事務所
所長 長久保 貢 様

長野県保険医協会
会長 宮沢 裕夫

本年度の個別指導の運用に関する要望

拝啓 貴職の日頃の保険医療行政への尽力に敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、厚労省は7月2日、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除に伴う指導・監査等の取扱いについて」を発出し、今年度の指導、監査等の実施方針を示しました。

本通知では、(1) 集団的個別指導の中止、(2) 指定時、更新時及び保険医等集団指導の資料配布による「みなし」実施、(3) 病院への個別指導、監査は緊急時に限る旨などが示されましたが、診療所の個別指導については、感染防止対策を講じたうえで実施するとされています。

感染拡大の影響で、3月に行われるべき診療報酬改定時の集団指導(説明会)は中止となり、改定内容の周知不足に加え、新型コロナ関係の診療報酬の特例措置を含めた事務連絡が多数出され、医療現場では非常に混乱しています。

また、患者数が激減して保険診療収入が減収となる中で、診療を休診して個別指導に出席し、そのための準備に時間を費やすことは本来、避けるべきで、全国保険医団体連合会でも厚生労働省に対して本年度の個別指導の中止を申し入れてきたところです。

長野県では、8月より個別指導を実施していますが、医療機関の負担軽減と感染拡大防止の観点から、本年度の個別指導の実施にあたっては下記の事項を強く要望します。

記

- 一、緊急性のない高点数を理由とした個別指導は行わないこと
- 二、指導時間は1時間以内に短縮すること。
- 三、指導対象患者数は10人以内とすること(新規は5人)
- 四、持参物は最低限とし、医療機関の負担を軽減すること
- 五、指導日は医療機関の休診日(日・祭日)とするなど配慮すること
- 六、周知不足から生じた請求の誤りについては経済上の措置を求めないこと
- 七、感染防止対策を徹底するとともに、万一感染した場合の補償について実施通知に明記すること

以上